

附属病院業務仕様書

1 委託件名

横浜市立大学附属病院他空調機フィルタ交換整備委託

2 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目9番地

3 委託内容

附属病院に設置されている空調機等のフィルタ交換業務とその機能の点検業務。院内に設置されている下記のフィルタを対象とする。(詳細は別紙参照)

- (1) 空調機フィルタ
- (2) クリーンフローフィルタ
- (3) R I 排気等処理フィルタ
- (4) 活性炭排気フィルタ
- (5) O P 排気処理フィルタ

4 業務仕様

- (1) 作業日時については、事前に本業務委託担当者と十分に打合せし、機器運転停止予定を含めた作業予定表を提出すること。
- (2) 感染系統作業時には、空調機を停止した上で交換を行い周辺への汚染拡散及び作業員等の感染も十分注意して行うこと。
安全の為、必要に応じて作業員の作業前にアルコール噴霧・消毒を行うこと。
- (3) ヘパフィルタは交換後リーク測定を行い、リークの無いことを確認し、測定データを記録・報告すること。
- (4) R I 管理区域内作業においては、放射線取扱主任者と調整を行い、空調設備を停止した上で交換を行う。
交換後は床面の汚染検査を実施し、汚染が無いことを確認すること。
廃棄に関しては日本アイソトープ協会指定の方法で梱包した上で指定場所へ運搬すること。
- (5) 交換した廃棄フィルタの産業廃棄物処分は、関連法規を遵守し、乙の負担にて行う。
R I 廃棄フィルタの処分については甲の負担にて(社)日本アイソトープ協会に委託する。
- (6) フィルタ交換後は空調機の運転状態を確認し、異常があれば報告すること。
- (7) 緊急時の連絡先等、本業務の管理組織表を提出すること。
- (8) 業務終了後、点検整備結果について報告書を1部提出すること。
作業写真は作業工程ごとにカラー写真で撮影すること。フィルタの新旧品の比較が容易に判る形式で撮影し、データで提出する事。
- (9) 業務に従事するものは、病院という特殊性に鑑み、患者及び来院者に対して言動に注意し、節度ある業務を行うこと。
- (10) 業務の内容その他について疑義が生じたときは、委託者、受託者双方で協議する。
- (11) 従事者は、その業務上知り得た情報その他の守秘義務を負う。

医学部・先端研業務仕様書

1 目的

本委託は、空調機等に設置されている除塩及び脱臭フィルタが、長時間の連続使用により、目詰まりが著しく、空気清浄化機能に支障を来たすので交換する。

2 業務内容

本委託の業務内容は、次のとおりです。

フィルタ交換

- (1) 除塩フィルタは動物実験センター、RI 研究センター、研究棟、教育棟及び先端医科学研究センターで使用されている空気調和機に設置されているものを交換すること。ただし、研究棟及び教育棟では半数のものとする。
- (2) 脱臭フィルタは動物実験センター、研究棟、教育棟及び先端医科学研究センターで使用されている空気調和機及びフィルタユニットの活性炭及び吸着剤を交換すること。ただし、研究棟及び教育棟では半数のものとする。
- (3) 作業日時については、事前に本業務委託担当者と十分に打合せし、機器運転停止予定を含めた作業予定表を提出すること。
- (4) 取り外したフィルタはごみ等が飛散しないよう短時間で袋等に詰め込むこと。
- (5) 新品と旧品が混ざらぬよう材料の置き場を整理し、旧品にマーキングをする等の措置を講じること。
- (6) 交換後の旧フィルタは、産業廃棄物処理に関する法規等に従って、適正に処分すること。
- (7) 交換作業時、Vベルト折損等の異常を発見したときは、速やかに担当者に連絡すること。
- (8) 交換前の各空調機について、差圧測定と除塩フィルタの目視点検を行い交換の必要性を事前に担当者に報告すること。
- (9) フィルタ交換後は、動物実験センター、R I 研究センターの各室における陰陽圧確認を行い、担当者に書面にて報告すること。

3 フィルタ点検

- (1) フィルタ取付け状態の確認
- (2) ボルトナット類の増し締め及び不良品の交換
- (3) 交換前後のフィルタの性能比較を行い報告書にて提出すること。
- (4) 使用済み活性炭は、性能調査（かさ密度、乾燥減量、ベンゼン吸着力等）を行い報告書にて提出すること。

4 日程

交換の日程を決定するにあたっては、大学及び研究施設の特異性を十分に考慮し、研究業務に支障を来たさぬよう留意すること。

5 その他

本委託を履行するにあたっては、次の点に注意すること。

- (1) 委託範囲外の機器には、一切手を触れぬこと。
- (2) 空気調和機等を停止運転するときは、担当者の許可を得ること。

6 報告書の提出

本委託で提出する報告書等は次のとおりである。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 性能検査報告書 | 2部 |
| (2) 写真 | 1部 |
| (3) 産業廃棄物処理報告書 | 1部 |
| (4) 指定各室陰陽圧確認図面 | 1部 |
| (5) その他検査員の指示する書類 | |